

# 吉野地域森林計画の 変更計画書

(吉野森林計画区)

計画期間 自 平成31年4月 1日  
至 令和11年3月31日

平成31年 1月18日 奈良県公告で公表  
令和 2年 1月17日 奈良県公告で公表

奈 良 県



# 目 次

I	はじめに	-----	<変更なし>
1	森林計画制度の意義と仕組み	-----	<変更なし>
2	森林計画の概要	-----	<変更なし>
3	奈良県における森林・林業及び木材産業に関する施策	-----	<変更なし>
4	紀伊半島大水害による被害に対する復旧・復興	-----	<変更なし>
5	吉野森林計画区の計画樹立	-----	<変更なし>
II	計画の大綱	-----	<変更なし>
1	森林計画区の概要	-----	<変更なし>
(1)	自然的背景	-----	<変更なし>
(2)	社会・経済的背景	-----	<変更なし>
(3)	森林・林業の概況	-----	<変更なし>
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	-----	<変更なし>
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	<変更なし>
(2)	間伐面積	-----	<変更なし>
(3)	人工造林・天然更新別面積	-----	<変更なし>
(4)	林道の開設及び拡張の数量	-----	<変更なし>
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	-----	<変更なし>
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	-----	<変更なし>
3	計画樹立にあたっての基本的な考え方	-----	<変更なし>
(1)	森林の適切な整備と保全	-----	<変更なし>
(2)	林業生産基盤の整備	-----	<変更なし>
(3)	林業機械化の推進と担い手の育成	-----	<変更なし>
(4)	県産材の利用促進	-----	<変更なし>
(5)	関係法令の遵守	-----	<変更なし>
(6)	山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進	-----	<変更なし>
III	計画事項	-----	<変更なし>
第1	計画の対象とする森林の区域	-----	22
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	<変更なし>
1	「奈良県森林区分」に応じた森林の整備及び保全に関する方針	---	<変更なし>
2	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備 及び保全に関する基本的な事項	---	<変更なし>
(1)	森林の整備及び保全の目標	-----	<変更なし>
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	-----	<変更なし>
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	--	<変更なし>

第3	森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	----	<変更なし>
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	-----	<変更なし>
	(2) 立木の標準伐期齢等に関する指針	-----	<変更なし>
	(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
2	造林に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 人工造林に関する指針	-----	<変更なし>
	(2) 天然更新に関する指針	-----	<変更なし>
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	-----	<変更なし>
	(4) その他必要な事項	-----	<変更なし>
3	間伐及び保育に関する基本的事項	-----	<変更なし>
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針		<変更なし>
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	-----	<変更なし>
	(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 森林施業の方法に関する指針	--	<変更なし>
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針		<変更なし>
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	-----	<変更なし>
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	--	<変更なし>
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方	--	<変更なし>
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	-----	<変更なし>
	(5) 路網の維持管理についての基本的な考え方	-----	<変更なし>
	(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する 森林の所在及びその搬出方法	-----	<変更なし>
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林経営管理法 (平成30年制定)の規定に基づく森林経営管理制度の活用促進並びに 森林施業の共同化に関する方針		<変更なし>
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	<変更なし>
	(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針		<変更なし>
	(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	-----	<変更なし>
第4	森林の保全に関する事項	-----	<変更なし>
1	森林の土地の保全に関する事項	-----	<変更なし>
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----	<変更なし>

(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	-----	<変更なし>
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	-----	<変更なし>
2	保安施設に関する事項	-----	<変更なし>
(1)	保安林の整備に関する方針	-----	<変更なし>
(2)	治山事業の実施に関する方針	-----	<変更なし>
(3)	特定保安林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(4)	その他必要な事項	-----	<変更なし>
3	鳥獣害の防止に関する事項	-----	<変更なし>
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	<変更なし>
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	---	<変更なし>
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	-----	<変更なし>
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	-----	<変更なし>
(3)	林野火災の予防の方針	-----	<変更なし>
(4)	その他必要な事項	-----	<変更なし>
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		<変更なし>
1	保健機能森林の区域の基準	-----	<変更なし>
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針		<変更なし>
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針		<変更なし>
(3)	その他必要な事項	-----	<変更なし>
第6	計画量等	-----	<変更なし>
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	<変更なし>
2	間伐面積	-----	<変更なし>
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	<変更なし>
4	林道の開設又は拡張に関する計画	-----	<変更なし>
(1)	開設	-----	<変更なし>
(2)	拡張（改良）	-----	<変更なし>
(3)	拡張（舗装）	-----	<変更なし>
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	<変更なし>
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	58
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		<変更なし>
(3)	実施すべき治山事業の数量	-----	<変更なし>
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	-----	<変更なし>
第7	その他必要な事項	-----	<変更なし>
1	保安林その他法令により施業について制限を 受けている森林の施業方法	-----	<変更なし>

別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に		
	特に留意すべき森林の地区	----- <変更なし>
天然更新完了基準	-----	<変更なし>

---

この地域森林計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、吉野地域森林計画の一部を変更するものである。

なお、この変更計画は、令和2年4月1日から適用する。

### Ⅲ 計 画 事 項

#### 第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		対象森林面積	備 考
総 数		<u>77,023</u>	<u>(林地開発により31ha減)</u>
市 町 村 別 内 訳	五 條 市	20,339	
	吉 野 町	<u>7,872</u>	<u>(林地開発により32ha減)</u>
	大 淀 町	1,824	
	下 市 町	4,878	
	黒 滝 村	4,610	
	川 上 村	24,898	
	東 吉 野 村	12,602	

注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

注 2 本計画の対象森林は、森林法（昭和26年法律第259号）第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の対象となります。

注 3 森林計画図の縦覧場所は奈良県農林部林業振興課及び当該市町村を所管する農林振興事務所となります。

注 4 計画の対象とする森林面積の総数と内訳が一致しないのは四捨五入によるものです。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面積	前半5ヵ年の計画面積	備考
総数（実面積）	12,133	10,099	
水源涵養のための保安林	10,368	8,511	
災害防備のための保安林	1,714	1,544	
保健、風致の保存等のための保安林	51	50	

注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在	面積	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村					
指定	水源涵養のための保安林	総数	3,727	1,864	水源かん養のため		
		五條市	36	18			
		吉野町	454	227			
		下市町	8	4			
		黒滝村	83	42			
		川上村	2,695	1,347			
		東吉野村	451	226			
	災害防備のための保安林	総数	341	171	災害防備のため		
		五條市	31	16			
		吉野町	69	34			
		大淀町	8	4			
		下市町	49	25			
		黒滝村	26	13			
		川上村	114	57			
	保健、風致の保存等のための保安林	総数	3	2	保健、風致の保存等のため		
		五條市	3	2			
	解除	水源涵養のための保安林	総数	6	0	指定理由の消滅	
			五條市	1	0		
吉野町			1	0			
下市町			1	0			
黒滝村			1	0			
川上村			1	0			
東吉野村			1	0			
災害防備のための保安林		総数	7	7			
		五條市	1	1			
		吉野町	1	1			
		大淀町	1	1			
		下市町	1	1			
		黒滝村	1	1			
		川上村	1	1			
東吉野村	1	1					

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	—	<u>171</u>	<u>3,793</u>	<u>4,670</u>	<u>3,313</u>
災害防備のための保安林	59	—	<u>47</u>	<u>357</u>	<u>234</u>
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	—	8	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 箇所

森林の所在 市町村	治山事業施行地区数		指定を必要とする理由	備考
	総数	前半5カ年の計画地区数		
総数	62	30		「溪」は溪間工、「山」は山腹工、「地」は地下水排水工、「本」は本教調整伐を表し、各工種が必要なため指定を行う。
五條市	12	6	溪・山・本	
吉野町	18	9	溪・山・本	
大淀町	4	2	溪・山・本	
下市町	2	0	溪・山・本	
黒滝村	4	2	溪・山・本	
川上村	12	6	溪・山・本	
東吉野村	10	5	溪・山・本	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当無し